

工事請負契約書（頭書）及び山口県建設工事請負契約標準書式の改正並びに令和5年度以降における建設工事の前金払の特例に係る取扱いのお知らせ

令和5年3月
山 口 県

工事請負契約書（頭書）及び山口県建設工事請負契約標準書式について、以下のとおり改正を行います。また、平成28年度から時限的な特例措置として、前金払に係る特例（使用範囲の拡大）を実施しており、その都度標準書式の改正を行っていましたが、今後は以下の取扱いとしますのでお知らせします。

1 工事請負契約書（頭書）の改正について（電子、書面両方とも）

建設発生土の搬出先等の記載を追加しました。

搬出する予定がある場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」
搬出する予定がない場合は、「該当なし」と記載ください。

2 工事請負契約標準書式の改正について

・改正内容

山口県建設工事請負契約標準書式（単年度用・国債用・単債用）

第29条及び第36条第1項のただし書を改正しました。

①第29条改正

工事目的物の引渡し前に、不可効力により工事目的物、仮設物又は工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担することとしました。

②第36条第1項のただし書改正

毎年国の前払金用途拡大継続に合わせて標準書式の改正を行っていましたが、期間を削除し通年使用できるよう改正しました。

3 適用年月日

令和5年4月1日以降契約を締結するものから適用します。

4 既に請負契約を締結している工事の取扱いについて

平成28年4月1日以降、既に請負契約を締結した工事についても特例措置を適用することが可能ですが、その場合は、当該契約を変更することが必要となりますので、該

当の発注機関にご相談ください。

※既に前払金の全てを使用している場合などは対象となりません。

5 令和5年度以降における建設工事の前払金の特例に係る取扱いについて

今後は県発注工事でも使途範囲の拡大を継続することとなれば、技術管理課 HP にてお知らせ掲載します。

6 その他

新しい契約標準書式及び当該取扱いによる契約の変更を行うこととなった場合の変更契約書の作成例については、山口県技術管理課のホームページに掲載しています。

山口県技術管理課ホームページ

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23400.html>)